

「避難行動要支援者名簿」に登録し、災害時に備えた個別避難計画を作成しませんか。

～市では、災害時に備え、平常時から次の取組みを実施中です。～

(1) 銚子市避難行動要支援者名簿の登録(以下、「名簿登録」という。)

高齢者や障がいがある方などで、災害が起きた時にひとりで避難することが困難で、支援を必要とする方を対象に「名簿」を作成し、安否確認・避難支援等に役立てます。名簿情報は、災害が起きたとき、避難支援に携わる関係者(警察・消防・民生委員など)と情報を共有し、災害時支援に活用します。

◆対象者◆ ①高齢者

要介護3以上、75歳以上のひとり暮らしの方、
75歳以上のみ世帯の方のいずれかに該当する方

②障害のある方

名簿への登録を希望される方は、申請が必要です。

申請用紙は高齢者福祉課(市役所9番窓口)・障害支援室(市役所10番窓口)にありますので、直接おいでになるか、お電話でお問い合わせいただければ申請書を郵送いたします。
また、ホームページでのダウンロードも可能です。

対象者①高齢者福祉課(電話 24-8754)

対象者②障害支援室(電話 24-8968)

【銚子市ホームページ QR コード：避難行動要支援者名簿の登録】



裏面もご覧ください。

(2)個別避難計画の作成(以下、「計画」という。)

災害から身を守るための支援を予め決めておくために、市はご本人様や家族、地域の方々(町内会や町内の自主防災組織のみなさん)と一緒に計画を作成し、共有をする取り組みをしています。

作成対象者は(1)の名簿登録者で、令和5年度から令和9年度の5年間で計画を作成するため、年度ごとに作成町内を決めて、計画作成を進めています。

＜令和7年度作成町内＞

犬吠埼、明神町、黒生町、清水町、榊町、前宿町、三軒町、若宮町、大橋町、東町、松本町、柴崎町、赤塚町、森戸町

※避難支援などが必ず行われることを保証するものではありません。自然災害は広域的な被害が想定されるため、地域全体が被災者となり得ることから、避難支援者等関係者本人またはその家族等の生命および身体の安全を守ることが大前提となります。

そのような状況下で、被害を最小限に抑えるためには地域住民の助け合い（共助）が重要なカギになると言われています。

※計画作成を希望されない場合は、申し出により辞退は可能です。災害時に逃げ遅れ等が発生しないよう、平常時から周囲の方と話し合いをしておくことをお勧めします。

